

令和3年度柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員を募集します。

1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 訪問入浴 介護員	2名	学歴不問・年齢不問 ※普通自動車免許（AT限定可）を有する方。

3 申し込み資格

住 所 採用時に柏崎市または、近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地 当会が運営する下記事業所のいずれか。（柏崎市内のみ）

扇町介護保険事業センター 訪問入浴介護事業所（柏崎市扇町3番37号）

5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、概ね1週間以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

6 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接後概ね1週間以内に、電話にて通知します。採用日は、相談の上決定。

7 給 与 等

- （1）給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時給 950円
- （2）手 当 本会雇用契約職員の細則により通勤手当等が支給されます
- （3）雇用期間 採用の日から令和4年3月31日（更新の可能性あり。）
- （4）勤務時間 始業午前8時30分から終業午後5時30分までの間で、職種（事業所）毎に勤務表で定める（週20時間未満）
- （5）業務内容 自宅の浴室での入浴が難しい利用者のお宅を訪問し、専用の入浴機材を用いて入浴介助を行います

す。主に、介護員2人と看護師1人の3人1組でサービスを提供します。介助のほか、機材の搬入搬出業務を行います。

- (6) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。
- (7) その他 採用後、介護職員初任者研修を受講し、修了した場合は、受講料の一部を助成し、修了月の翌月から時給を1,100円に変更します。ただし、研修修了後に、介護職員初任者研修修了者の資格を活かせる部署（訪問介護事業所介護員）への異動をお願いする場合があります。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、職務経歴書、資格を証明できる資料を添付して、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。
- ⑥ 受験を希望する職を忘れずに記入してください。

9 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

TEL (0257) 22-1411 (担当: 松原・村田)